

泡消火設備に係る点検基準等の改正について

泡消火設備の一斉開放弁及び分布等の点検基準の合理化を図ることや、ペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩（以下「PFOS」という。）以外の化学物質を用いた泡消火設備についてもサンプリング検査を認めることについて必要性が明らかになったことを踏まえ、昭和50年消防庁告示第14号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）を改正し、以下のとおり泡消火設備の点検基準が改正されました。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(令和3年消防庁告示第6号)

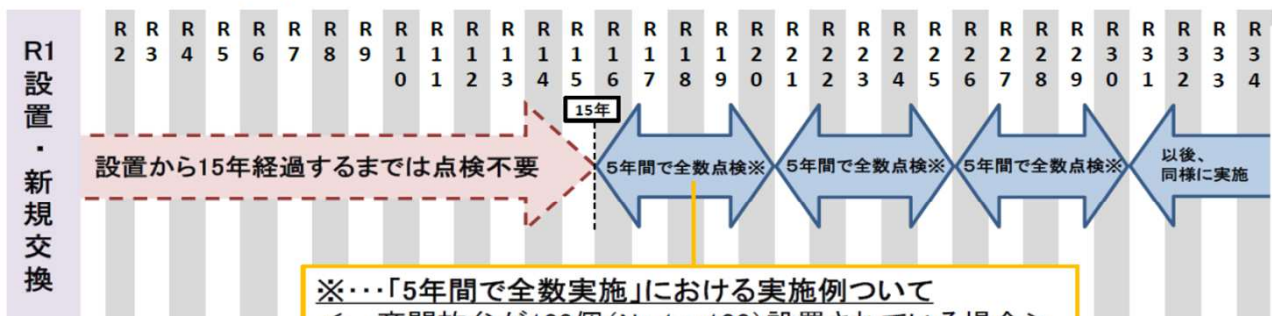
- 泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法について
一斉開放弁の機器点検（機能に係るものに限る。）及び総合点検については、設置後15年を経過したものに限り実施することとし、設置後20年を経過しないものにあつては、設置後15年を経過した日以後5年を経過する日までの間に、設置後20年を経過したものにあつては、機器点検又は総合点検により、その機能が正常であることを確認した直近の日以後5年を経過する日までの間に確認するものとする。
- 泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法について
泡消火薬剤の分布等については、設置又は泡消火薬剤の交換の日から15年（たん白泡消火薬剤を用いるものについては5年）を経過したものに限り確認するものとする。また、これまで、PFOSを含有する消火薬剤を使用する泡消火設備についてのみ、泡消火薬剤の分布等に係る総合点検に代わる方法として、消火薬剤のサンプリング検査が認められていたところ、その他の化学物質を用いた泡消火薬剤についても認めることとする。

①一斉開放弁の点検頻度について

改正後

設置・新規交換から15年経過した後は、5年で全数を点検する。

<例>R1に設置・新規交換した場合



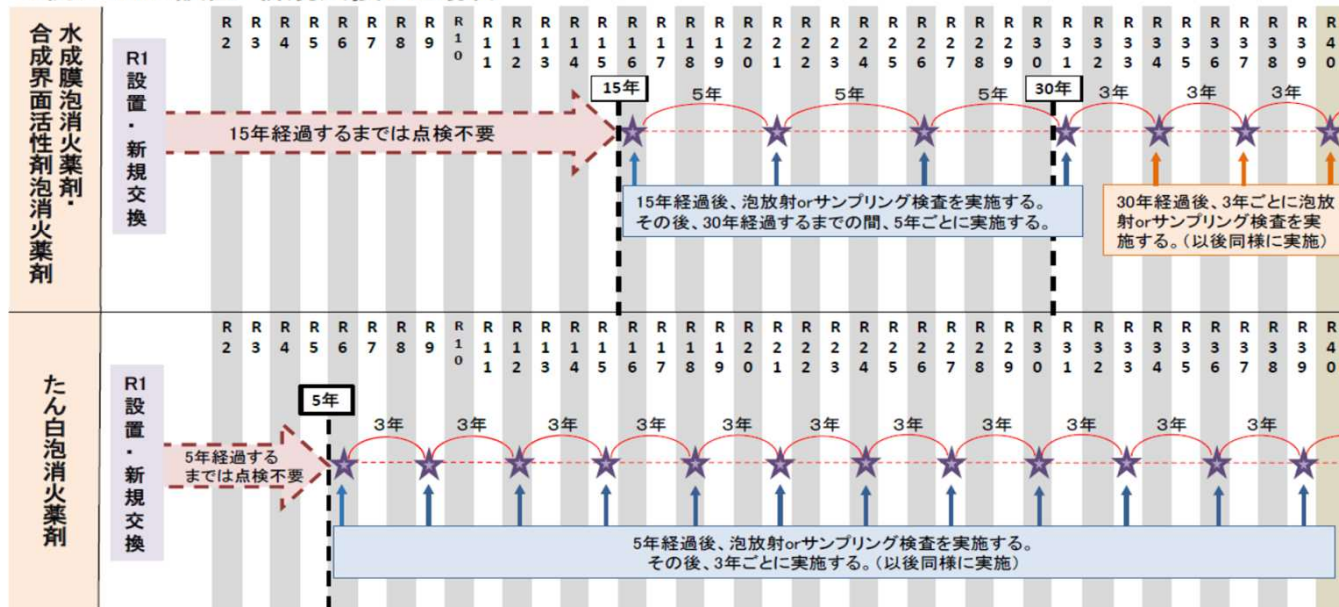
※・・・「5年間で全数実施」における実施例について
 <一斉開放弁が100個（No.1～100）設置されている場合>
 ・1年目 ⇒ No.1～No.20（20個）
 ・2年目 ⇒ No.21～No.40（20個）
 ・3年目 ⇒ No.41～No.60（20個）
 ・4年目 ⇒ No.61～No.80（20個）
 ・5年目 ⇒ No.81～No.100（20個）

②泡消火薬剤の点検頻度について

改正後

設置・新規交換から15年（たん白泡消火薬剤は5年）経過した後は、5年（設置・新規交換から30年が経過したもの又はたん白泡消火薬剤は3年）ごとに消火薬剤の機能を維持するための措置（泡放射orサンプリング検査）を実施する。

<例>R1に設置・新規交換した場合



上記告示の公布を受けて、消防用設備等の点検要領も改正されましたので、詳しくは、消防庁ホームページ等にて確認下さい。

『消防用設備等の点検要領の一部改正について（令和3年5月27日付消防予第270号）』